競争評価アドバイザリーボード 第4回 議事要旨(案)

- 1 日 時 平成 20 年 6 月 20 日 (金) 13:00~14:30
- 2 場 所 中央合同庁舎第2号館5階 第4特別会議室
- 3 出席者
 - 構成員(五十音順、敬称略)縣公一郎、依田高典、大橋弘、岡田羊祐、辻正次(座長)、野原佐和子、林秀弥
 - 総務省武内電気通信事業部長、高地事業政策課企画官
- 4 議事内容
 - 〇開 会
 - 〇議 事
- 5 主な議論
 - (1)「電気通信事業分野における競争状況の評価2007」(案)について
 - ※ 事務局から配付資料に基づき説明を行った。

(1) について

- 〇セット割引について、それ自体は問題無いと思うが、その割引額があまりに 大きいと議論の余地が出てくると思う。不当廉売と言えるものかどうか、考 える必要がある。
- 〇移動体通信について、各社のサービスメニューが横並びであるという指摘が あるが、これを総務省としてはどのように捉えるのか。どのような意味合い で指摘しているのか。もう一歩踏み込む必要があると思う。
 - →各社ともに囲い込みを目的としたサービスで横並びとなっているとの認識であり、他社と同等のサービスを提供するために横並びとなってしまうことを否定するものではない。総務省の今後の取り組みとしては、資料1のとおり問題と思われる部分について、更に細かく検討することが必要と思う。
- 〇この点について、もう一歩踏み込むには更なる分析が必要。来年度の戦略的評価で扱って欲しい。また、ブロードバンドについて、現在NTTのシェアが高くなっているが、この領域自体が伸張する段階にあることもあり、シェアを見て市場支配力を問題にすることについてどのように考えるか。
 - →シェアだけでなく、料金の低廉化も見ることが必要であると思う。
 - →シェアはあくまで分析の最初の段階のスクリーニングに用いるもの。定性 的な分析を重ねることが必要である。
 - →デジタルディバイドの観点からも、全ての地域を同じ尺度で分析できるのか、地理的区分の更なる細分化が有効なのか、御意見があれば御教示いただきたい。

- ○領域を跨いだセット販売は、その中の一つのサービスを変えようとしても全てを変えることが必要となるため、まさにネットワーク産業における囲い込みの要素を持っていると思う。何が得で何が損か分からないものも多く、場合によっては一種の差別対価となってしまっているのではないか。更なる検証が必要である。
- 〇その点については同意見。より広い範囲で検証して欲しい。また、シェアの値が高いから市場支配力が大きいというのは本来逆ではないか。そもそも市場支配力は価格を支配する能力。本当に価格引き上げが可能かという判断が必要。評価報告書には細かく書いてあるが、この点の詳細な分析は、よりメリハリのついた規制の立案にも資すると考える。
 - →その点については、市場支配力を存在と行使の二段階に分けている中で、 前者は主にシェアの値からの分析、後者は各種規制や諸要因も含めた分析 として分析も二段階にすることで対応している。今後更に検討したい。
- ○独占禁止法では、シェアの値はそれが一定を超えると、市場支配力の分析対象と捉える、というように用いている。この高さや事業者数で市場支配力そのものを判断することはない。産業組織論の中でも議論している問題である。
- 〇様々なサービスの価格が分かりにくくなっている。これについての分析等は どのようになっているか。
 - →この点については例えば「ケータイソムリエ」のように政策としても取り 組んでおり、「電気通信サービス利用者懇談会」でも議論されると思う。 これに関する政策が的を射ているかどうかが評価の視点となる。
- 〇消費者が情報を的確に捉えることができるようにしておかなければ、事業者 がどのような取り組みを行っても意味がない。
- 〇消費者が何の努力もしないまま、分からないと言い続けることも問題だと思うが、現状は消費者に努力を求めるにはハードルが高すぎると思う。
- 〇情報が的確に提供されていない中で、セット販売されているサービスを気軽 に申し込んでしまうと、ロックインされてしまい簡単に変更できない。これ は大きな問題だと思う。
- 〇今後は消費者データの整理等が必要となる。更に的確な競争状況の評価を行っていきたい。

6 今後の予定

「電気通信事業分野における競争状況の評価2007」(案)については、本日の議論を踏まえ、事務局において修正を行い、後日意見募集を行うこととした。また、今後の詳細については、追って事務局より連絡することとした。